

新型インフルエンザ等対策特別措置法
都道府県担当者説明会
内閣官房新型インフルエンザ等対策室

新型インフルエンザに関する 最近の動向

岡部信彦

国立感染症研究所感染症情報センター

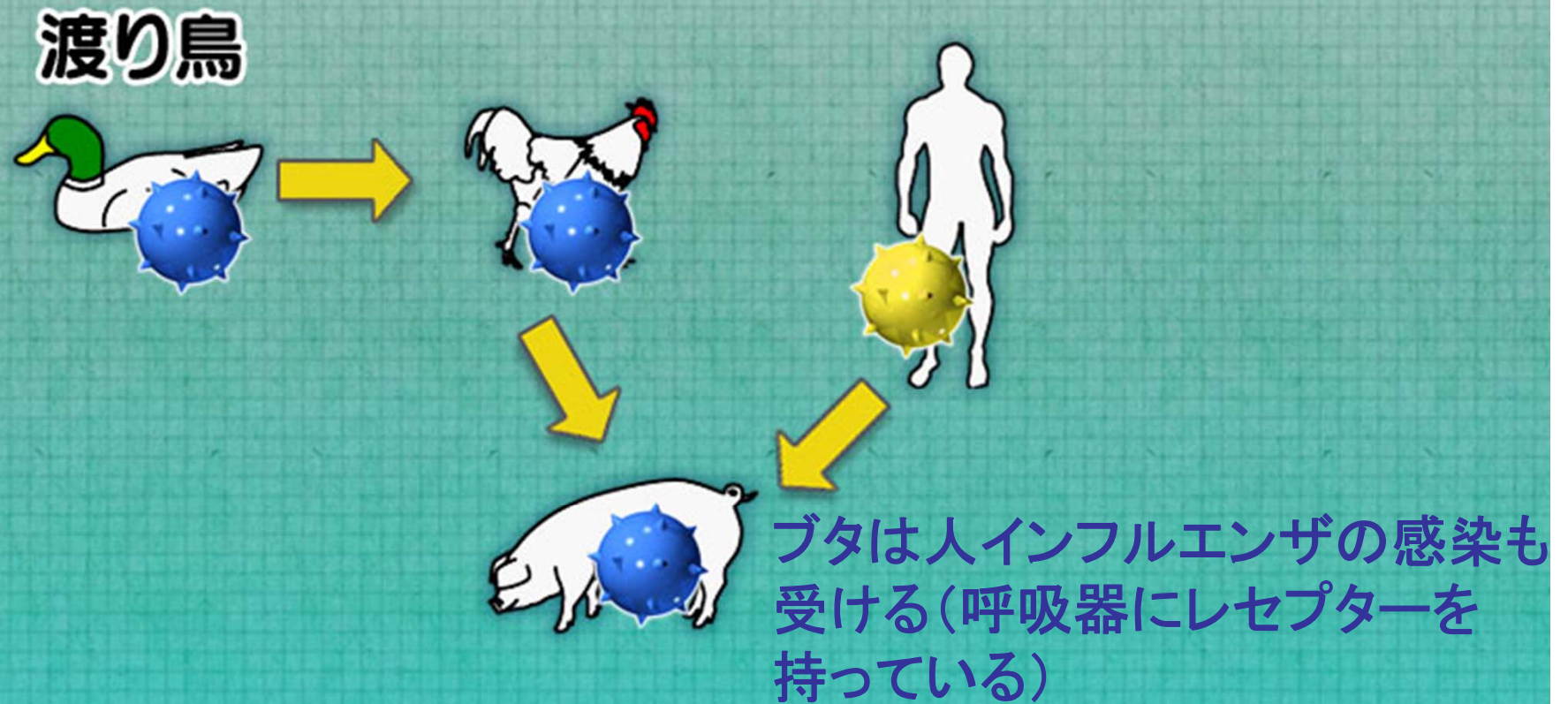
→ 川崎市衛生研究所

平成24年6月26日

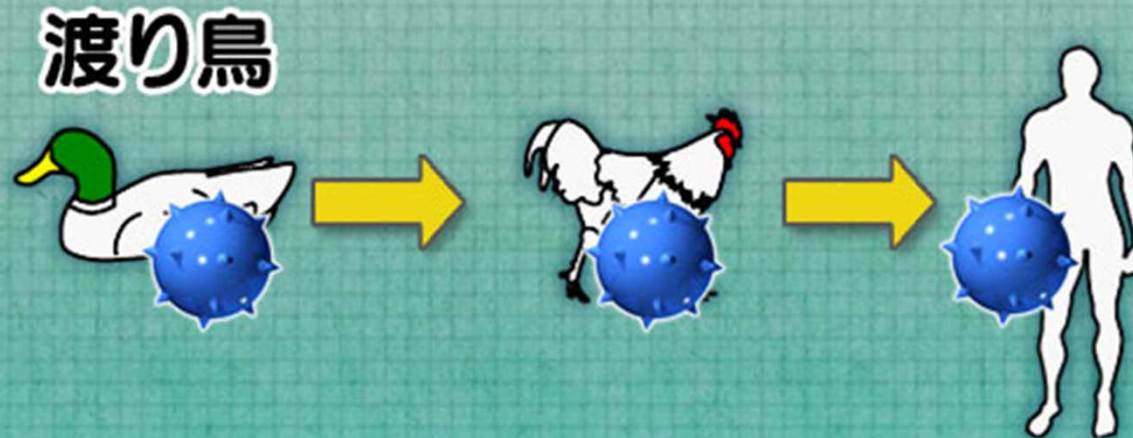
- **新型インフルエンザ**
Novel influenza, New influenza
- **ブタ(由来)インフルエンザ**
Swine influenza, Swine originated influenza (OIV)
- **パンデミックインフルエンザ 2009**
Pandemic influenza A/H1N1 2009
Influenza A/H1N1 pdm 09

- 季節性インフルエンザ
 - A/H3N2 (香港型)
 - A/H1N1 (ソ連型)
 - A/H1N1 pdm 09
 - B (Yamagata, Victoria)
- 新型インフルエンザ
 - さらなる新しい亜型のインフルエンザ
 - H5N1 ?

新型インフルエンザウイルスの登場

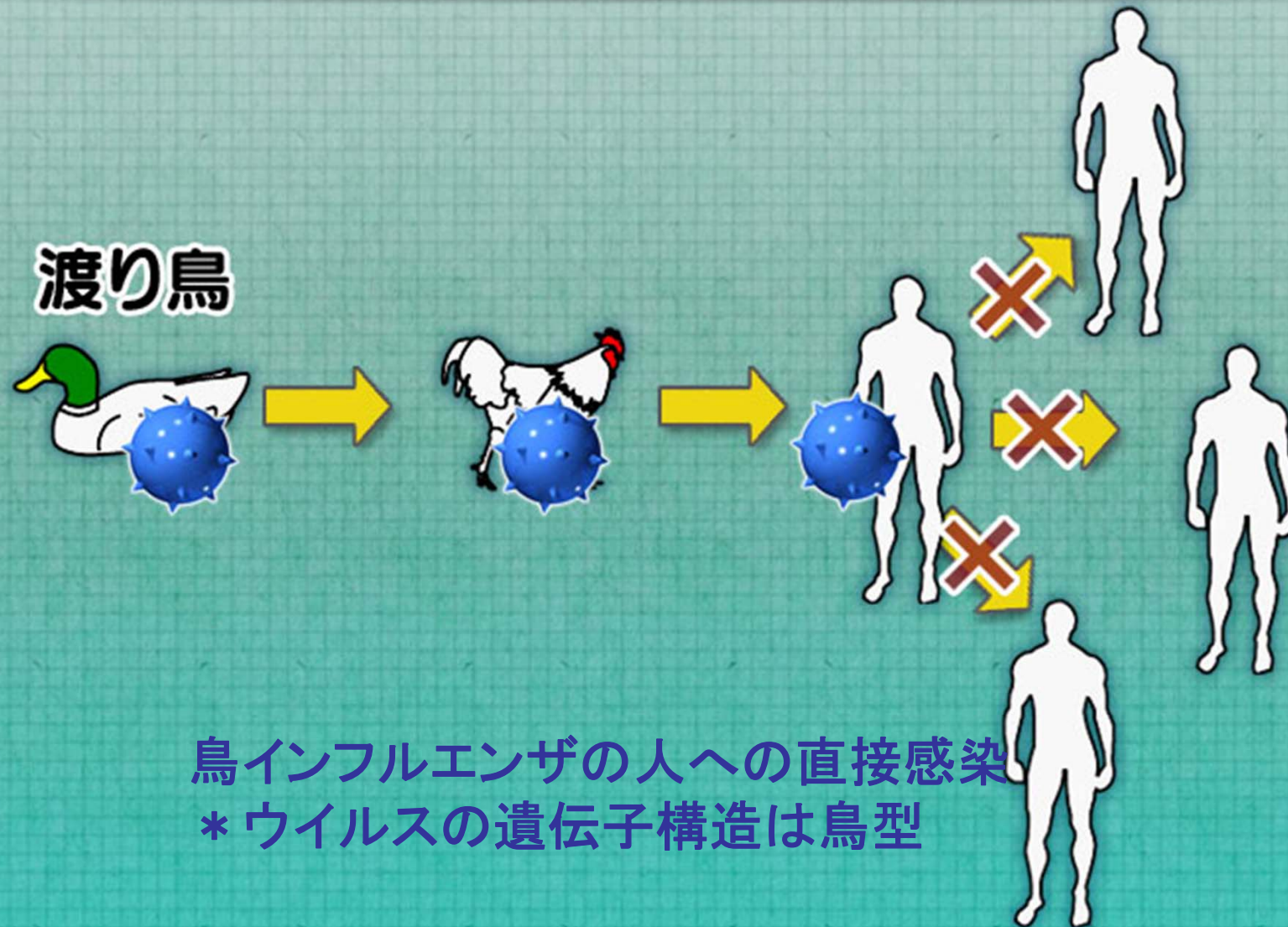


新型インフルエンザウイルスの登場



1997年香港でH5N1の流行時に
初めて、鳥インフルエンザの人への直接感染
患者18名、うち6名死亡
* ウイルスの遺伝子構造は鳥型

新型インフルエンザウイルスの登場



鳥インフルエンザの人への直接感染
* ウイルスの遺伝子構造は鳥型

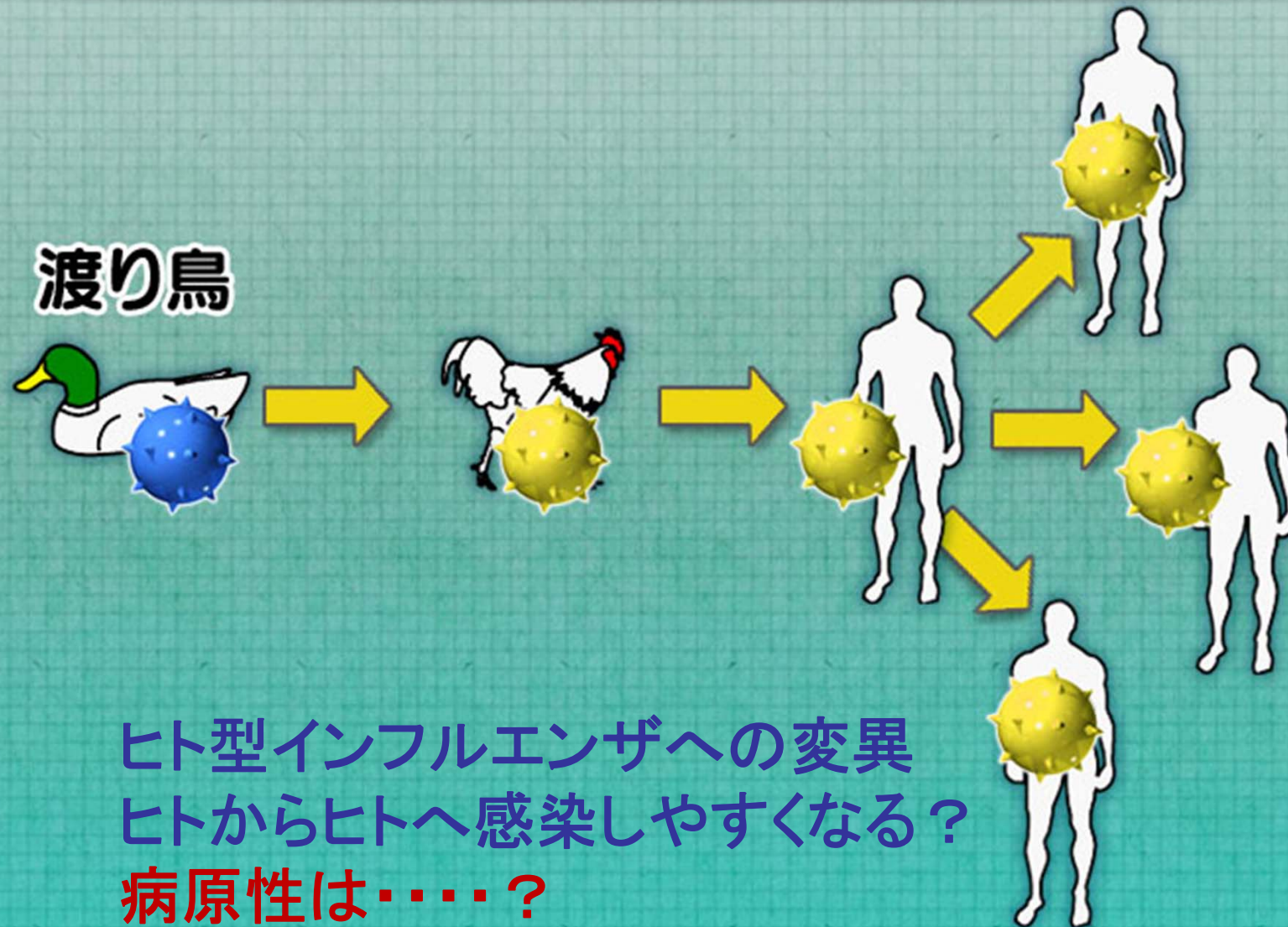
人から人へは感染しにくい

感染危険因子

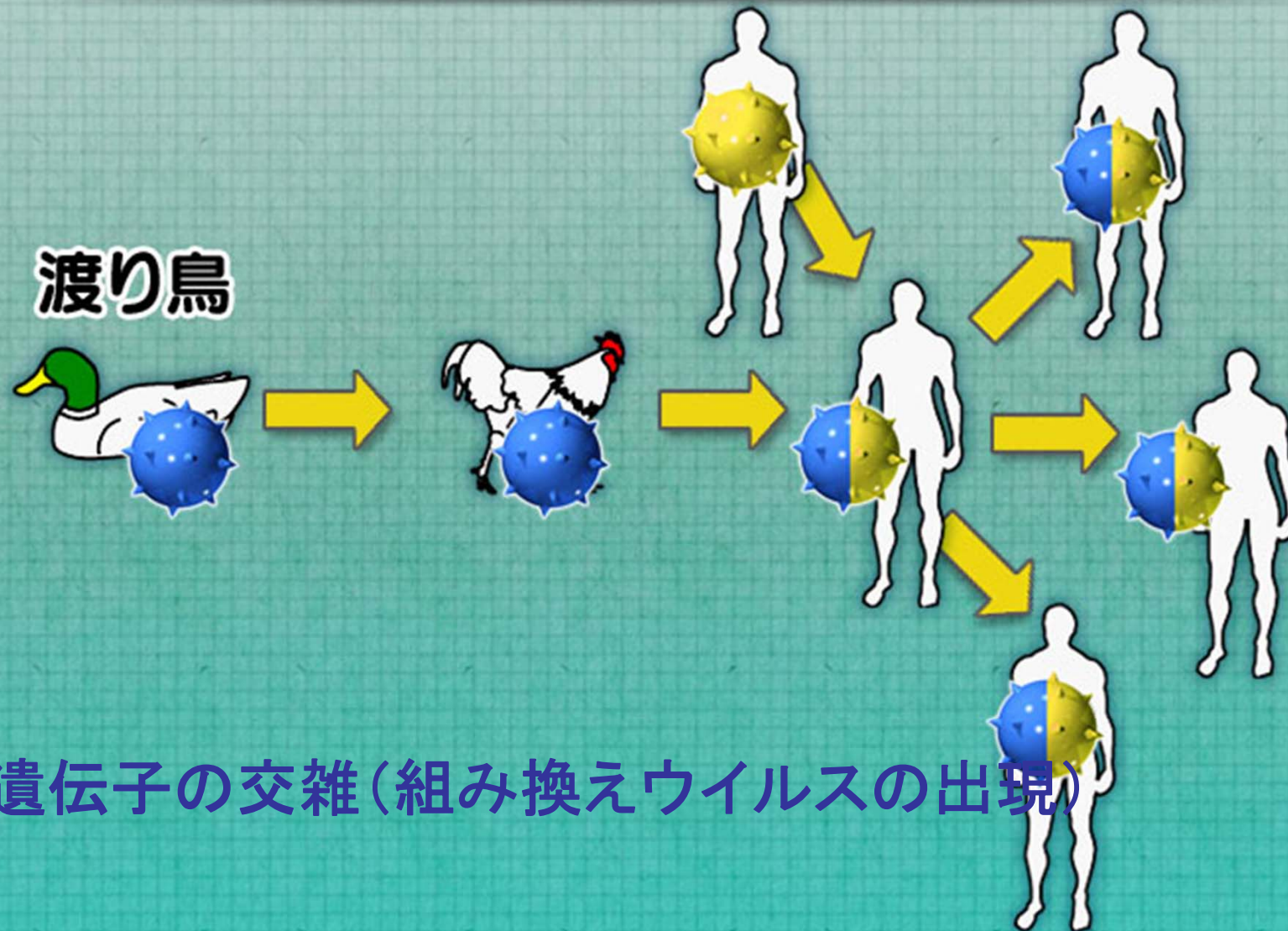
- ・ 死亡鳥との直接接触 (OR= 11.0, 2.7-45.4)
- ・ 病鳥との直接接触 (OR= 9.2, 2.3-37.2)
- ・ 飛んでいる野鳥を見たり、
元気な鶏類からの発症例はない
- ・ 院内感染はほとんどない(搬送者の感染発症もない)
- ・ 食品としての鶏肉、鶏卵からの感染発症はない



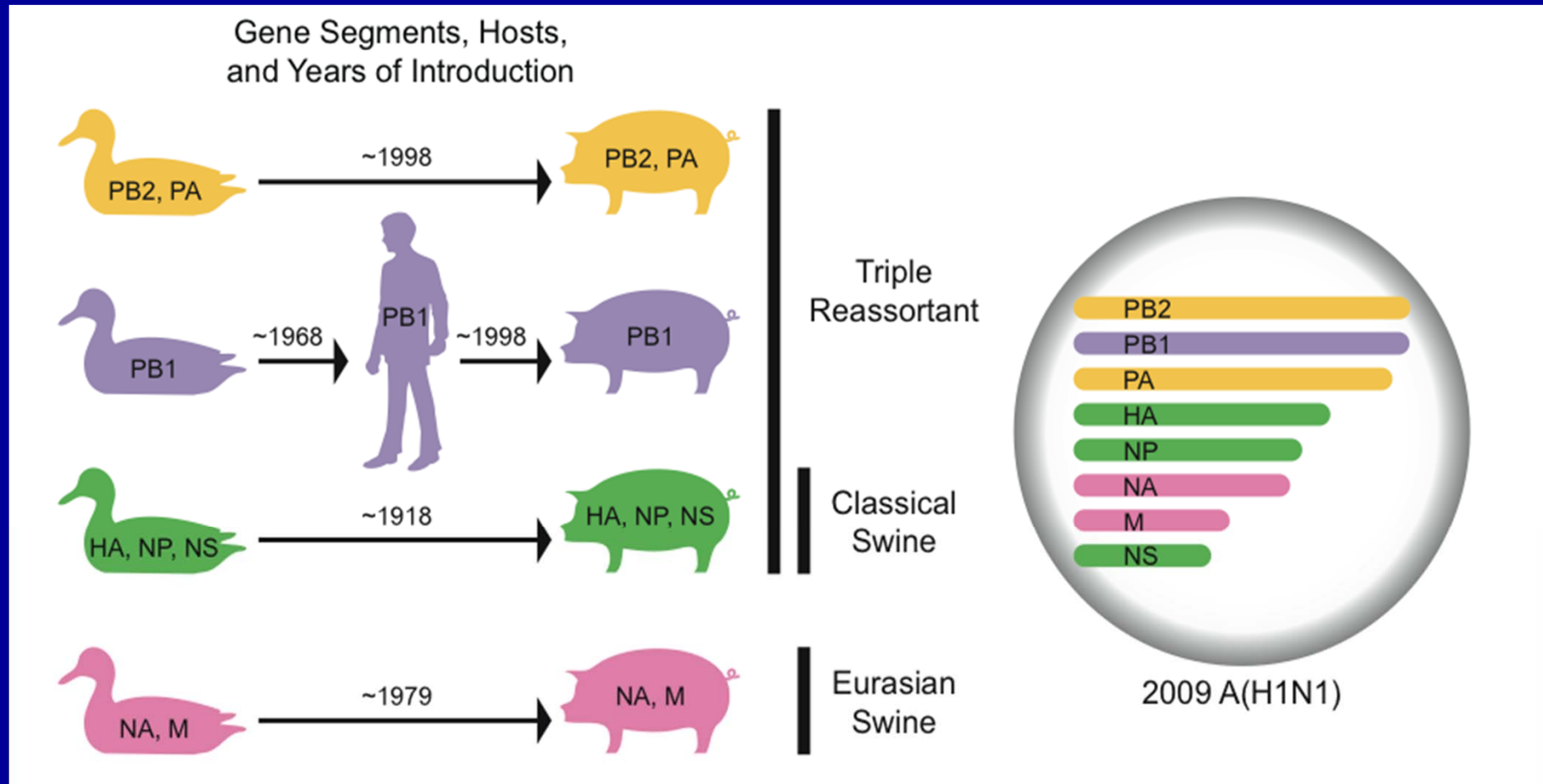
新型インフルエンザウイルスの登場



新型インフルエンザウイルスの登場



Genetic Analysis of 2009 A(H1N1) Virus



最初のヒト例： 2009.2. Mexico

(Garten, et al Science
2009)

感染症のリスクへの対策と対応

- ・ 感染症とは何か (理解)
- ・ 感染症が発生しないようにする (予防)
- ・ 感染症を早く見つける (早期検知)
- ・ 感染症が出たら
 広がらないようにする (拡大予防)
- ・ 感染症を説明する

SARS の発生状況(流行曲線)

患者数 約8000人
致死率 約10%

世界各地での発生

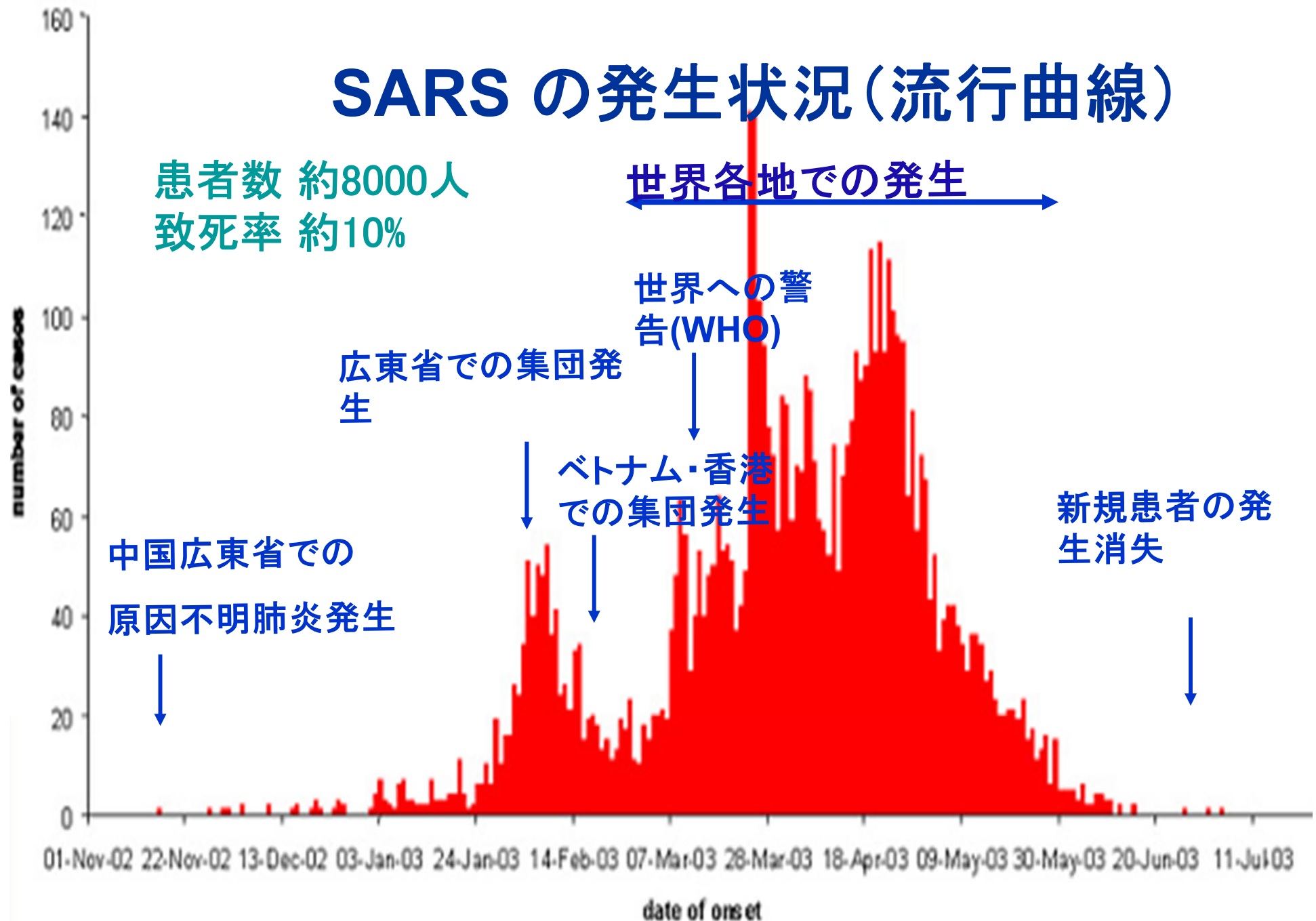
世界への警告(WHO)

広東省での集団発生

ベトナム・香港での集団発生

中国広東省での
原因不明肺炎発生

新規患者の発生消失



IHR
International Health Regulations
国際保健規則
の改正が急がれた

IHRとは.....？

IHR(International Health Regulations: 国際保健規則)とは(かつて)

- 発生報告

コレラ、ペスト、黄熱、(天然痘)の発生に際する
加盟国のWHOへの報告

- 水際対策

空海港における日常的保健措置

- 最大限の保健措置の規定

被害国の経済保護のため

2005 改正の概要(1)

-報告対象の拡大

- 原因を問わず、国際的に公衆衛生上の脅威となりうる、あらゆる健康被害事象がIHRに基づく報告の対象
- 判断基準は、
 - － 重篤性
 - － 予測不可能性
 - － 国際的な伝搬の可能性
 - － 国際交通規制の必要性

2005 改正の概要(3)

-各国のコア・キャパシティの規定

- 国、地方、地域の3段階につき、サーベイランス・緊急時の対応に関して、最低限備えておくべき能力を規定。
- 空海港・陸上の国境において、日常衛生管理および緊急時の対応に関して、最低限備えておくべき能力を規定。

改正の概要(4)

-非公式情報の積極的活用

- WHOは、GOARN等様々なチャネルから得られた情報に関して、当該国に照会し、検証を求めることができる。
- 検証を求められた加盟国は、24時間以内に初期反応を示さなければならない。
- WHOによる協力依頼を受諾しない加盟国については、公衆衛生に及ぼすリスクに鑑み正当化される場合において、WHOは知り得た情報を他の加盟国と共有することができる。

Pandemic (H1N1) 2009 発生

- 4.12 メキシコ Veracruz 市において、インフルエンザ様疾患多発の報告がIHR (Internatiuonal Health Regulation: 国際保健規則)に基づいてWHOに報告される
- 4.15-17: 米国南カリフォルニアにおいて、2例の new A(H1N1) virus 感染例が確定
- 4.23 メキシコの重症例でA/H1N1感染確認
- 4.24 WHOは、これらを国際的に重要な公衆衛生上の事例 (Public Health Event of International Concern: PHEIC)であると宣言
- 4.27 WHOはパンデミックフェース4 を宣言
- 4.29 WHOはパンデミックフェース5 を宣言
- 5.8 わが国での第1例成田検疫で確定(国内例とはいえない)
- 5.15 神戸市内高校でのアウトブレイク検知
- 5.16 大阪府内中・高一貫校でのアウトブレイク検知
- 6.11: WHOはパンデミックフェース6 を宣言

新型インフルエンザ対策の目標

- 感染拡大のタイミングを出来るだけ遅らせ、その間に医療体制、ワクチン接種体制の整備を図る
- 感染のピークを可能な限り低く抑えて医療の混乱を避ける
- 国民生活や経済への影響を最小限にする
- 重症者、死亡者の数を出来るだけ最小限にする

患者数の急激で大規模な増加を抑制・緩和

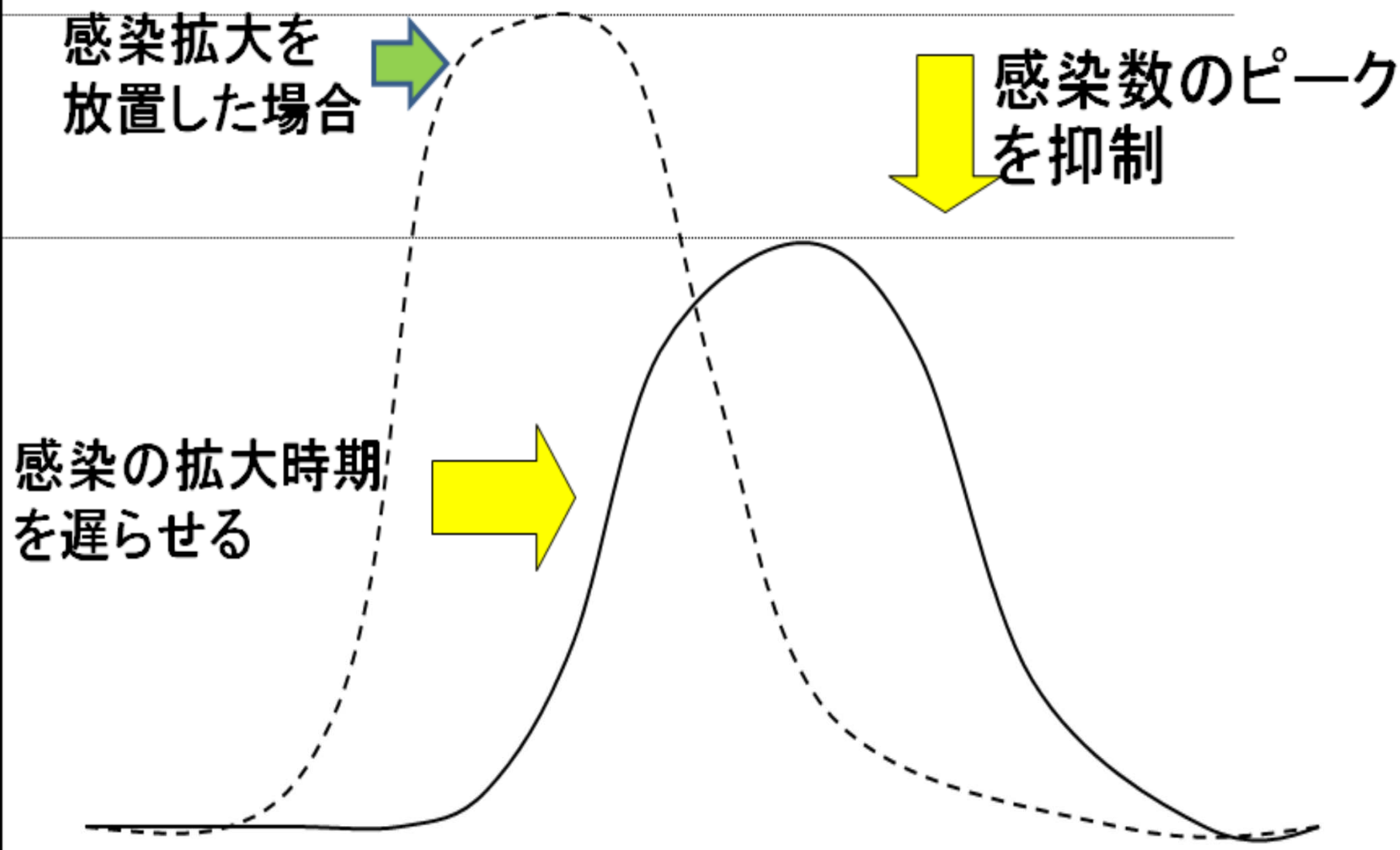
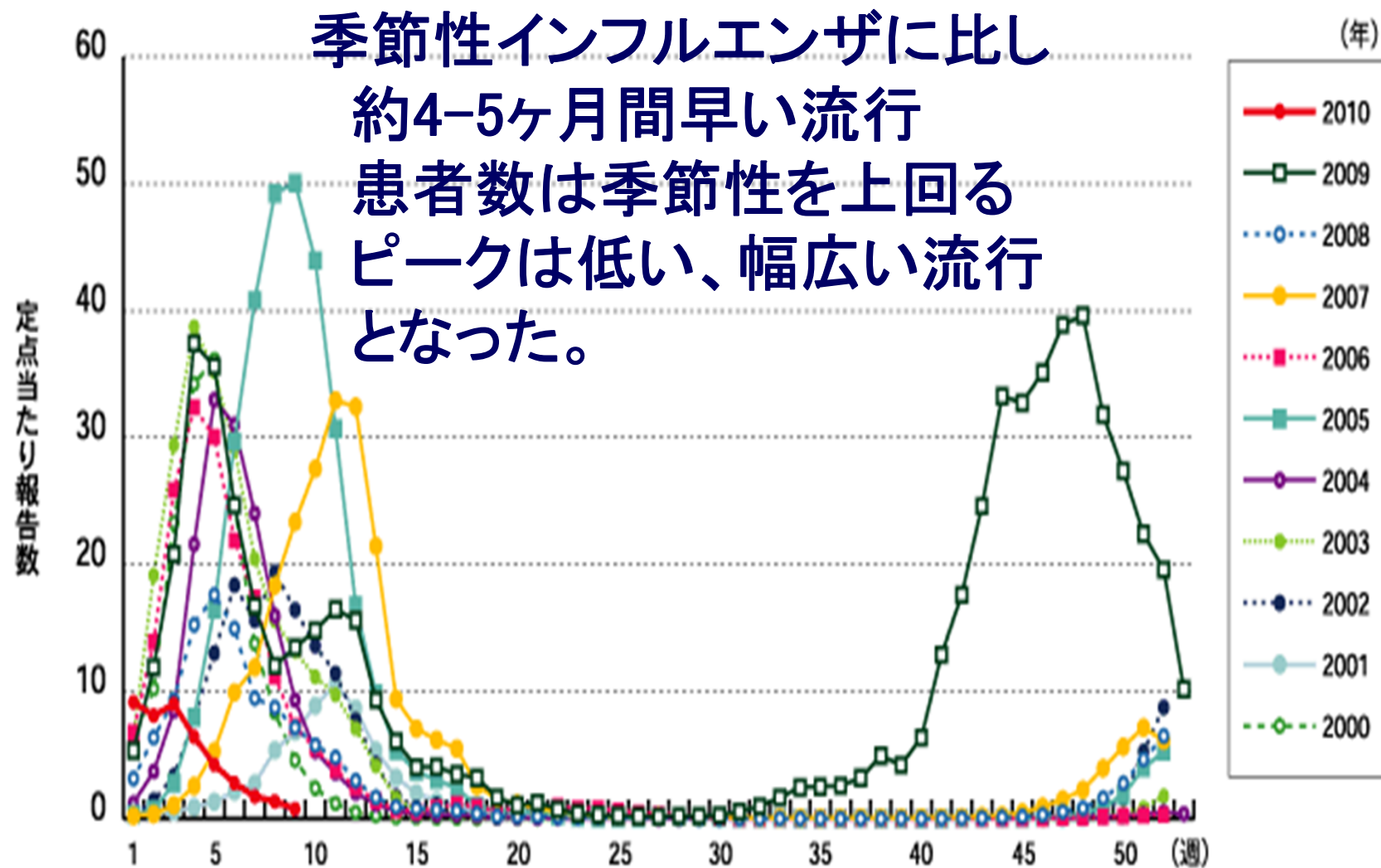


図1. インフルエンザの年別・週別発生状況(2000～2010年第9週)

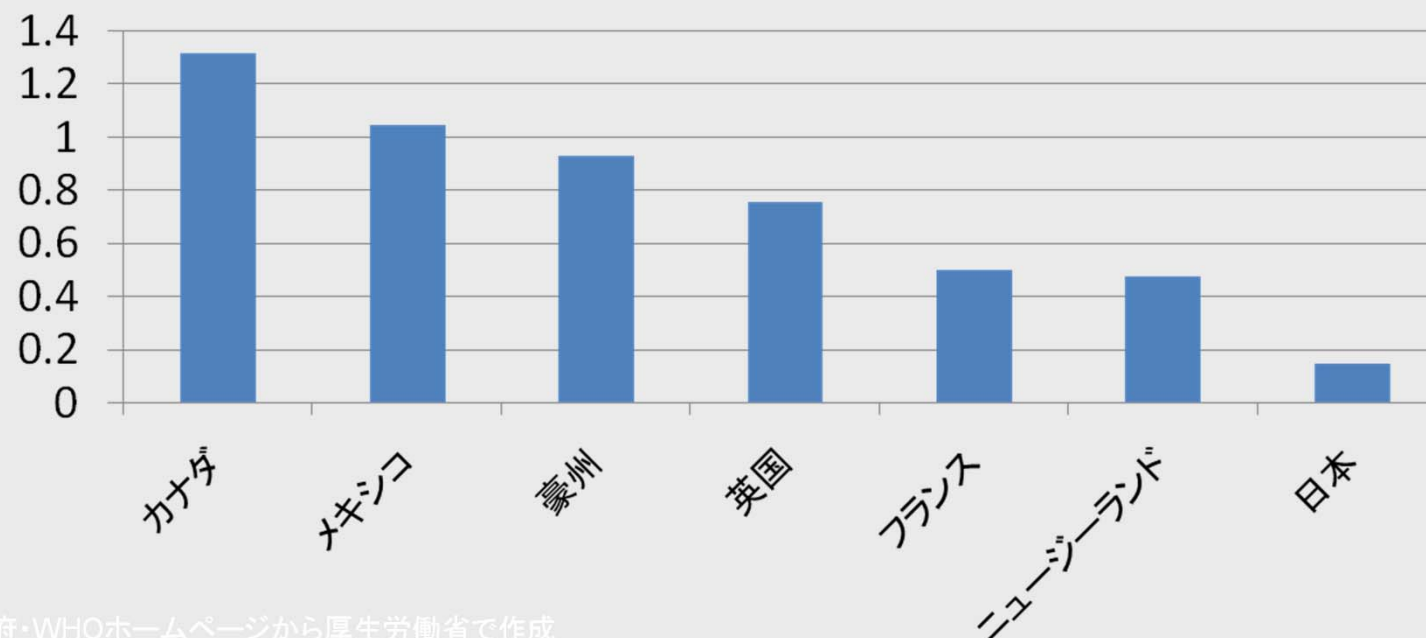


新型インフルエンザによる死亡率の各国比較

	米国	カナダ	メキシコ	豪州	英国	フランス	NZ	日本
集計日	2/13	3/13	3/12	3/12	3/14	3/16	3/21	3/23
死亡数	推計 12,000	429	1,111	191	457	309	20	198
人口10万対 死亡率	(3.96)	1.32	1.05	0.93	0.76	0.50	0.48	0.15

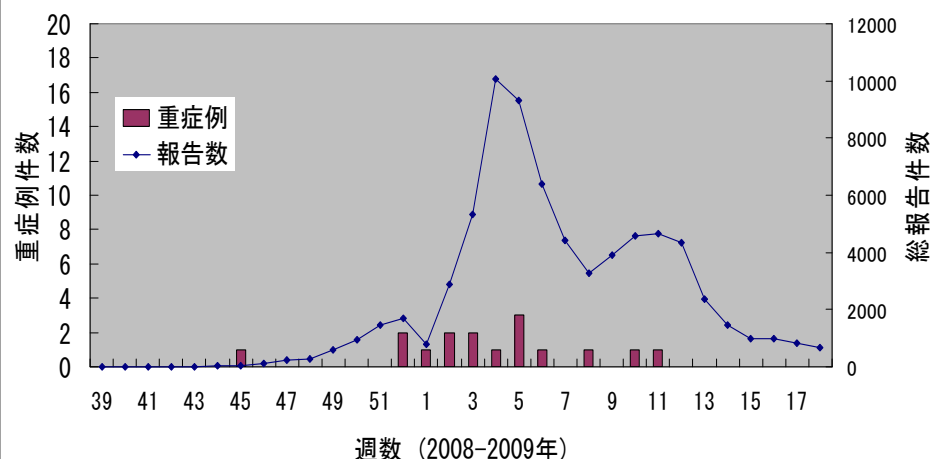
※尚、各国の死亡数に関してはそれぞれ定義が異なり、一義的に比較対象とならないことに留意が必要。

死亡率



報告数推移と重症例報告件数

報告数の推移と重症例数 (2008-2009年)



総報告数

- 2008-09年 : 72760件 (第39-18週)
- 2009-10年 : 86250件 (第27-05週)

重症例

- 2008-09年 : 16件
・ 0.22/1000件
- 2009-10年 : 157件
・ 1.80/1000件

最多報告週

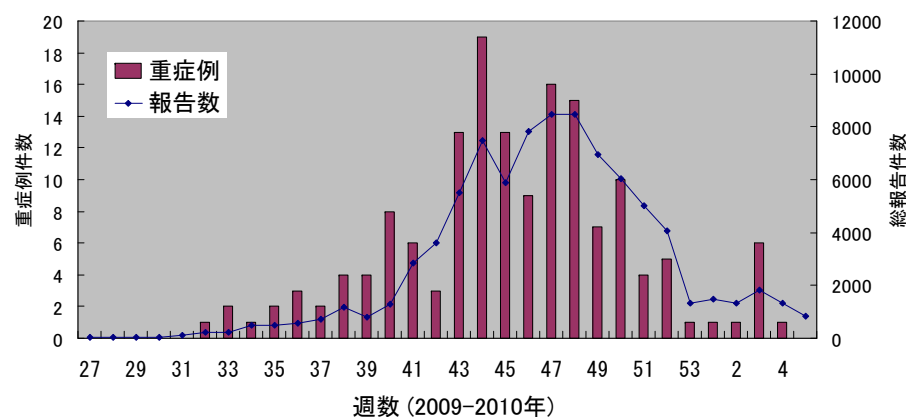
- 2008年 : 第4週 - 10074件
- 2009年 : 第48週 - 8465件

- ・ 2009-2010年シーズンには重症と報告された症例が多い。

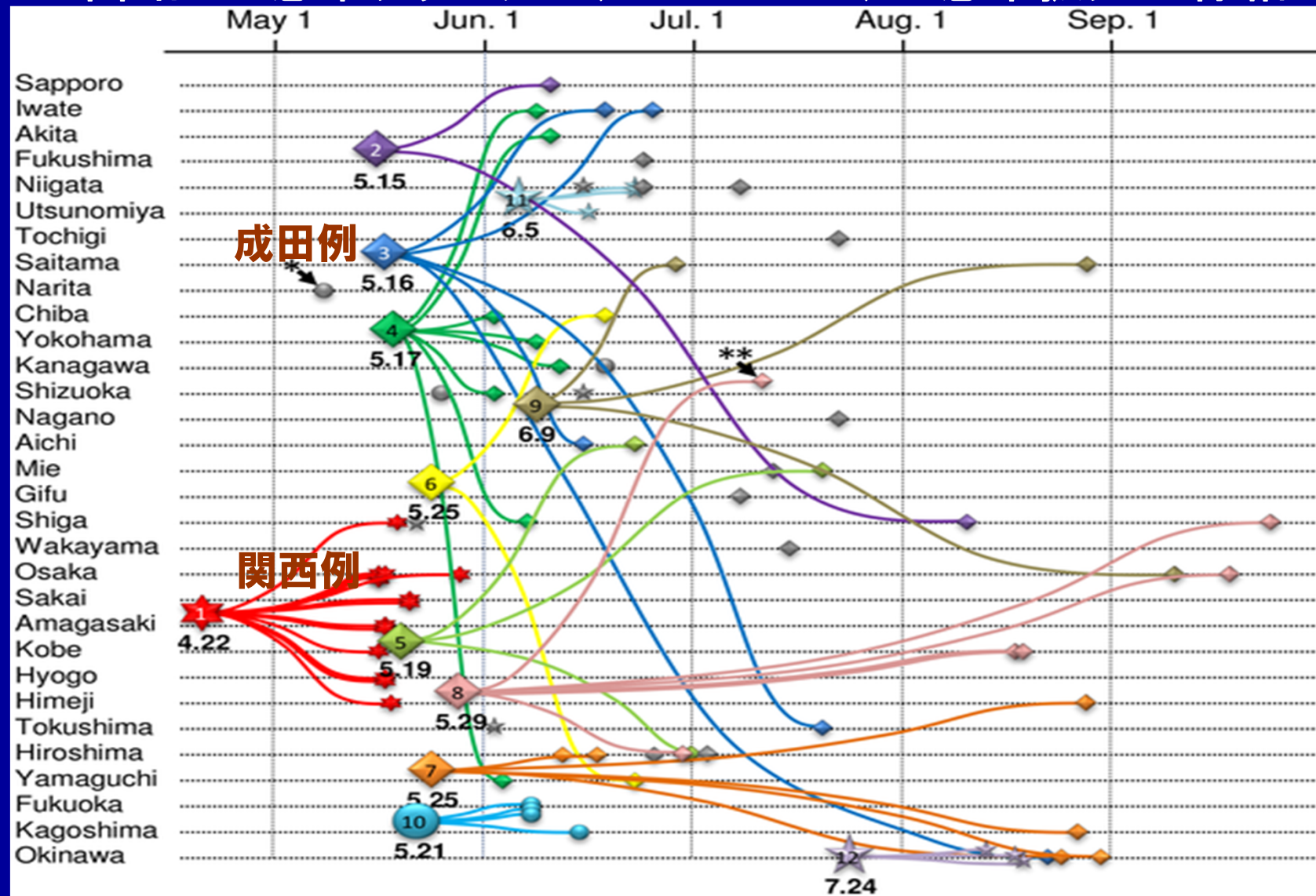
- 西藤ら MLインフルエンザ流行前線情報

データベース

報告数の推移と重症例数 (2009-2010年)



日本国内の感染クラスター(micro-clade)の感染拡大の様相



日本の新型インフルエンザ

- 皆が知っていて注意をした
 - 個人衛生レベルが高い
 - 医療機関への受診が容易
 - 医療費が安い
 - 多くの人が結局まじめに取り組んだ……
-
- 通常の医療体制の延長では危機管理としての対応が出来ない、
と言う認識を各方面が持つべき

痛感したこと

- 医療(個人個人の健康、感染症からの回復、感染症予防)と 公衆衛生(マスでみる感染症対策)とのバランスのむづかしさ
- 科学と行政、さらに政治とのギャップと争い
 科学性(医学)はどこまで尊重されているか...
- 分からないことが多いが、初めてわかったことも多い。

痛感したこと

- 医療(個人個人の健康、感染症からの回復、感染症予防)と 公衆衛生(マスでみる感染症対策)とのバランスのむつかしさ
- 科学と行政、さらに政治とのギャップと争い
科学性はどこまで尊重されているか...
- 分からないことが多いが、初めてわかったことも多い。
- あきらめてはいけない！

痛感したこと

- 医療(個人個人の健康、感染症からの回復、感染症予防)と 公衆衛生(マスでみる感染症対策)とのバランスのむつかしさ
- 科学と行政、さらに政治とのギャップと争い
科学性(医学)はどこまで尊重されているか...
- 分からないことが多いが、初めてわかったことも多い。
- あきらめてはいけない！
- 人間、あきらめが肝心.....

WHOにおけるパンデミックの総括 IHR（国際保健規則）および パンデミック総括委員会 (委員長: Prof. Feinberg, USA)

2010.4-2011.3 の間に6回の委員会を行い
2011.5 のWHO総会で報告を行った



Recommendations

(180ページの報告書のうちの14ページ)

- **IHR は機能した**
- IHRによって求められている**基本的能力(core capacity)の強化**
- WHO Event Information Site の強化
- **国際旅行・貿易に関し、エビデンスに基づいた強化**
- パンデミック準備ガイドラインの改訂
- **重症化の評価方法の開発と利用**
- 戦略的 Communication policy の開発と導入
- **ワクチンの配分と輸送の強化**
(多くの人にインフルエンザワクチンが必要である)
- **ウイルスの共有に関する合意と、ワクチン等へのアクセス**
- 包括的インフルエンザ研究の遂行とプログラムの強化
- 国際的公衆衛生対策の確立

- **WHO**

2011.9

**Pandemic Influenza Preparedness (PIP)
Advisory Group**

パンデミックインフルエンザウイルス株の共有
インフルエンザワクチン・抗インフルエンザ薬
の共有

その他新型インフルエンザ対策

正式会議は2012.2

電話会議 2012.5

第2回会議 2012.9

新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議報告書(議長 金澤一郎)
平成22年6月10日

- ・新型インフルエンザ発生時の行動計画、ガイドラインは用意されていたが病原性の高い鳥インフルエンザ(H5N1)を念頭に置いたものであったこと
 - ・行動計画・ガイドラインは、突然大規模な集団発生が起こる状況に対する具体的な提示が乏しかったこと
 - ・平成21年2月のガイドラインの改訂から間もない時期に発生したことから、検疫の実施体制など、ガイドラインに基づく対策実施方法について、国及び地方自治体において、事前の準備や調整が十分でなかったこと
 - ・パンデミックワクチンの供給については、国内生産体制の強化を始めたばかりであり、一度に大量のワクチンを供給できなかったこと
- 病原性がそれ程高くない新型インフルエンザに対応して臨時にワクチン接種を行う法的枠組みが整備されていなかったこと

新型インフルエンザ対策専門家会議 (議長 岡部)

2010年 9月15日 第12回 新型インフルエンザ対策専門家会議
2010年 10月－11月 作業班会議

医療体制作業班 3回

公衆衛生対策作業班 4回

ワクチン作業班 4回

リスクコミュニケーション作業班 2回

2010年11月29日 第13回 新型インフルエンザ対策専門家会議
2011年 2月28日 専門家会議 見直し意見

2011年 8月15日 関係省庁対策会議(局長級) 見直し案決定
2011年 8月15日－8月29日 パブリックコメント

2011年 9月20日 新型インフルエンザ対策閣僚会議
(新型インフルエンザ対策閣僚会議において
新型インフルエンザ対策行動計画の改定を決定)

- 新型インフルエンザ対策専門家会議
ガイドライン見直しにかかる意見書
(平成24年2月1日公表)
- 新型インフルエンザ対策のための法制
(内閣官房)
- ガイドライン作成

パンデミック対策

＝感染症の危機管理として
さらに重要なこと

「新型インフルエンザ」だからではなく
「インフルエンザ」対策が重要

ご清聴ありがとうございました
okabe-n@city,kawasaki.jp

